

## 「大謀反者」と大逆事件

——一九一〇年、有島武郎の二つの暗鬱——

内 田 満

### 1 「大謀反者」の問題

一九一〇年、明治四十三年は有島武郎回心の年である。「回心」を神仏への帰依とする原義を重んじれば、反回心、自己回帰の年と評すべきかも知れないが、かねて焦慮してきた懸案事項の一つに自ら区切りを付けた年である。

愈々自分を明らかにすべき時が来たのを押さへつけても、感ずるやうになつたので、ある春私は森本君にも相談せず、妻にも告げずに、突然一枚の退会届を私の霊の誕生地なる独立教会に送る事にした。そこには小さいながら人々の間に驚愕が起こつたやうだつた。妻は私には黙つて何にも云はなかつたが非常に不安を感じたらしかつた。

(「第四版序言」<sup>①</sup>)

その退会届を出したのがこの春——、五月上旬であろう。この月十

五日、彼は校長を務めてきた札幌独立基督教会の日曜学校でその職を退く事を教員および児童に伝え、また台北で教職に就いていた旧友木村徳蔵にあてて次のように書き送っている。

生一身上に起りたる出来事には先日突然生所屬之教会に退会届を差出したる事に御坐候 事は突然なれども兼而熟考之結果に有之是れにて生も重荷をおろし自己良心の明瞭なる満足を買得申候 又一は文芸雑誌「白樺」と云へるを同人と出版致候事に御坐候<sup>②</sup>

離教の地滑りは早く滯米中に始まつていた。その経過はすでに書いたことなのでここでは繰り返さないが、この時期にあえてそれを実行に移した背景には、「結婚生活に這入つてからは私は益々神聖な教会へは出席する事が出来なくなつた」<sup>①</sup>と同じ自己嫌悪がますます昂じたことともに、同人として参加した「白樺」創刊があつたと考えられる。優柔不断、臆病と自認していた彼

にとつて、その退会は「熟考」の果てにかちえた新たな人生態度の選択であつた。自我確立、精神的自立の願望を先送りしていたので執筆活動がままならないという衝迫があつたのであろう。また「白樺」の仲間たちの結び付きも「物を云ふ時は何時でも一人一流派」であることを自覚しつつも、創刊号を囲んで高揚した同人や在京の作家たちとの交流に励まされるところがあつたであらう。ともあれ、彼を敬虔なキリスト者と信頼した人たちの「驚愕」や「不安」を招くとしても、それは実行しなければならぬ積年の願望であつた。そのハードルを彼はどうか越えたのであつた。

ところで彼には、「自分を明らかにすべき時が来たのを押さへつけてもく感ずる」<sup>①</sup>と同じ願望があつた。それは、「人生態度に全く同意できない」父への従属、「長男の肩に負わされる重荷」——家長的家族制度からの脱出である。しかしそれはかなわず、黙しつつ「父の死を願」いつづける「不孝の子」の出現となつて晩年の「親子」にまで伏流して行くのであるが、精神の自由のためにあえて「霊の誕生地」を去つた彼も、骨肉のくびき——「親子」のしがらみについては黙して耐えるはかなかつたのである。

ここに、多くの研究者が取り上げてきた奇妙な書簡がある。

又結婚之事かくはかり早くまとまらんとは僕も思かけず先つ何んと申上候而宜敷や一寸困る次第には候得共僕之聞く所によれば

信子氏は人やかなる無邪なる処女なるが如し 其母なる人若し君か云ふが如くんば君の縁組は決して悲観すべきものにはあらじと被存候 我等は到底矛盾せる二時代の犠牲たるを以て満足せざる可らざる可く候 決定したる目的の与へられざる所にありて百万模索の間に死せざる可らざる運命にある様被存候 凡ての点に於て我等が眼に見耳に聴き頭脳の承認したる事實は我等の爲すを避けざる可らざる処なるかに被存候 我等の道は三あり 大謀反者となるか奴隷となるか世をくらすか則ち是れ 而して君も僕も大謀反者たるには力未だ足らず奴隷たるには心余りに高く黙して云はざるの一事を撰ふの外なかるべく候 此点に於て僕は君が信子氏との縁組を上出来なりと申候ものに御坐候 よき美しき而して高き結合を爲し給へ 夫は八分妻を形造り得る——特に日本に於て——ものに候得者恐れ給ふには及ふまじく候

(明治43年8月9日付、生馬あて書簡、圈点は論者)

生馬の結婚が正式に決まつたことを受けての文面である。「よき美しき而して高き結合を爲し給へ」という箇所だけは弟の結婚が決まつたことを喜ぶ兄の言葉にふさわしい。しかし、結婚へのはなむけの言葉としてはまことに奇妙な字句の連なる文面である。

よかつた、おめでとう！と言っているのではない。意外だ、言葉に窮する、けれども悲観しなくてもいいのではないか、所詮われわ

れは「矛盾せる二時代の犠牲」となつて模索のうちに死んでいく運命を背負っているのだ。「黙して云はざる」道を選ぶほかないのだから、この点では君たちの縁組は上出来だつたと言ふのだ。夫婦間のことはこれからの努力でどうにかなるだろうだから、この結婚を恐れることはない、と書いている。友人に書き送つた「愈華燭の典を挙げられ候由の御報知に接し歡喜此事、末長く御榮あらん事を衷心より奉祝納候……」（明治42年7月23日、木村徳藏あて書簡）のよくな文面は儀礼的な祝辞に過ぎぬと言つてしまえばそれまでだが、生馬あての「祝辞」の方は、素直には喜べない事情、その背景に複雑な事情が介在したであろうことを推測させる。そしてその段階で生馬がやむなく「黙して云はざる」道、屈服の道を選ばざるを得なかつた——と、有島が受け取つたことを物語っている。

生馬の結婚の背後には、後に志賀直哉が『蝕まれた友情』<sup>⑦</sup>に細叙した安井関子（実名・関安子）の問題があつた。むしろそれは志賀の眼を通してとらえた「事実経過」にはかならずが、当時の志賀日記にもそれと重なる記述が散見される。また、有島が明治四十一年一月二十一日の日記に帰国以来の身辺の出来事を回想列記した中にも「安子ノ身ノ上、志賀ノ悲劇」と見えるし、安子にあてて手紙を書いたことも記録されている。

生馬の渡欧は一九〇五年、明治三十八年五月である。アメリカカ

らやつて来た武郎とナポリで落ち合ったのが翌年九月、渡欧二年目の生馬にとつて関安子はお恋人として生きていたはずで、二人がイタリア・スイス・ドイツ・フランスを旅を共にする間、生馬が残してきた安子のことも話題になつたであろう。武郎が帰国して間もない一九〇七年五月九日に、「謝堂後：関宅相尋申候処悪折安子不在失望母上ニ大体之事申述帰宅仕候」（同日付、志賀直哉あて書簡）——志賀の話を聞いた上で安子の実家を訪ねたという用件は、生馬の心変わりを伝えることなどではなかつたと思われる。しかし、その後三年を経て帰国した生馬の気持ちはもはや安子から離れていて、もはや安子と「結婚する意志はなかつた」し、渡欧前の事情を知る友人たちにも「余り触れて貰ひたくない風を見せ」る。志賀は、それもまたやむなしと受け容れようとしたのだが、安子の問題を曖昧に放置したまま新しい結婚話を急ぐ、生馬の「その有頂天な様子は僕には苦々しくかんじられた」と回想している（『蝕まれた友情』）。瀬沼茂樹はそのいきさつを次のようにまとめている。<sup>⑧</sup>

……生馬はこの娘にひかれ、曙町の研究所に着衣モデルに頼み、また番町の家の女中にした。イタリアに留学するときまつたとき、この安子という女中と結婚するつもりで、後事を親友の直哉と黒木三次とに托した。直哉は友人の恋人を托されたことに悪い気がしなかつた。それで、安子を女学校に通わせ、教養を身につける

ようにとりはからった。生馬の姉で、山本直良に嫁した愛子が秘かに金銭的に援助をしてくれた。有島武郎が留学から帰つてきたときには、直哉は自分と女中との結婚問題に相談にのつてもらふとともに、生馬の安子問題についても、事情をうちあけて、相談した。：武郎や直哉の動きは武に安子のことを感じづかせ、この結婚は父には以ての外と考えられた。

父武は、生馬と関安子との結婚にはむろん不賛成であろう。しかし、彼がその経過を知つて「以ての外」と断じたのはいつだろうか。「白樺」創刊号ができて三日後、志賀日記に次のような記述がある。

三月三十一日　：夕方、散歩して帰り、有島（注・生馬）が安君との事を相談したが、自分はどうしても一時に明白にする事を恐れることをいつた。

自らも、女中との関係で父との間に苦い出来事を経験した志賀がこの問題を「一時に明白にする事」に不安を感じたのは当然であろう。しかし、その後旬日を経ずに事は「明白」になり、武はその結婚を「以ての外」と断じて善後策に乗り出している。

四月九日　：有島の父上は、安君及び其家族から第三者なる、田村と自分とに宛て、後来何のワズライをも惹き起さないやう、手紙を書かせるといふ考へださうだ、そして原稿を作つてこの通

り書けといふのださうだ、<sup>⑧と同一</sup>

志賀はその言い分に腹を立てたが「病的な所のある堅い頭にそんな事はワカラナイ、と思ふし意味さへ明らかなら安子君もそれ程不快はあるまいと思つて」同意した、とある。当時在京中であつた武郎はこの席にいたのだろうか。翌日の志賀日記に、「田村の帰つた後、泊れといふので昨夜は（有島郎に）泊つた」とあるから、生馬はもちろん在宅したはずだし、武郎の方も事のなりゆきは承知していたであろう。彼は、念書まがいの手紙を書かせようとする父武の強引なやり方を「病的な所のある堅い頭」の横暴とし、生馬の曖昧な態度を「犠牲」に耐える忍従の姿と読んだ。それが、前掲の生馬あて書簡の「悲観すべきものにはあらず」「恐れ給ふには及ぶまじ」など慰藉の口吻に現れている。生馬は、たくまずして「黙して云はざるの一事を撰ふ」、「矛盾せる二時代の犠牲」の役割を武郎の前に演じおこなつたのである。前掲の生馬あて書簡も、この文脈の中に置いてみれば「奇妙」でもなんでもない、弟への慰めと励ましの言葉であつたと納得できる。

ところで、この書簡の一節「我等の道は三あり　大謀反者となるか奴隸となるか世をくらするか則ち是れ　而して君も僕も大謀反者たるには力未だ足らず奴隸たるには心余りに高く黙して云はざるの一事を撰ふの外なかるべく候」という文面の「大謀反者」の語に

「大逆事件に対する弟との默契を見出していいかも知れない」とした山田昭夫の仮説<sup>⑩</sup>がある。やがてそれは大逆事件への素早い反応とする解釈になって継承され、ほとんど定説のようになっている<sup>⑪</sup>。しかし、「大謀反者」が幸徳秋水らを指し、検挙の進行している今は、「黙して云はざるの一事を撰ふの外な」という趣旨であるとすれば、「此点に於て、僕は君が信子氏との縁組を上出来なりと申候ものに御坐候」という次の文にどう続くのか、その続き具合がわたくしには理解できない。「大謀反者」の語に生馬との間の「(ある)默契」を読み取る点には賛成だが、默契の内容は大逆事件とは異なるものだったと思う。

親の憂え子の悲しむ時代は実に今の時代に御座候 実際を申候  
而何もかも老ひたる時代の要求に従へば身は忽ち思想の潮流に乗り遅れて新しき時代とは伴ふ事不能勇ましく新しき時代に伴はんとすれば身には誤解の雲深く立おほひ申候 (A)

(明治41年5月13日付、母幸子あて書簡)  
待設け給へる以上に家の方々強硬の態度に出でられ候由御苦心の程乍藤御察申上候。然し是れ結局君の為には良善の運命ならずやと存上候。是れあるが故に君は家族主義てふ日本在来の陋習より脱却し給へり。

(明治42年3月17日付、前田謙あて書簡)

意志疎通せざる家庭の虜となられ候御趣見れば小生も万々経験を有する事誠に以て御同情の至りに不耐候。然し此頃は小生も大に悟申候。 ； 暫時雌伏して修養と精勵とを事とし他日の飛躍に資せられん事を祈上候。 (C)

(明治42年6月19日付、前田謙あて書簡)  
結婚前後を通じて有島の脳裏にあつた「矛盾せる二時代」の相克とは、(A)の書簡にられるように「家族主義」を個人の上に置く「老ひたる時代」と自らの求める「新しき時代」の確執である。(B)の書簡は、土曜会のメンバーの一人でアメリカ留学を希望していた前田謙がその希望に対する「家」の強硬な態度(経済的援助の拒絶など)に遭遇したのを慰め励ますものであつたらう。続く(C)は、「家庭の虜」となって苦慮しているという同人に対し、「暫時雌伏して」他日の飛躍を期すべきことを勧めている。彼が生馬に対して「黙して云はざる」道をとる他ないとしたのも、彼一流の「雌伏の勧め」であつたと考えるのが自然ではないだろうか。従つて、この文脈中での「大謀反」は、国家権力ないしは天皇制に対する反逆であるよりも、「家族主義てふ日本在来の陋習」に対する反逆、平たく言えば父武の意向に対しての反抗を意味する言葉だつたと解すべきであらう。<sup>⑫</sup>

生馬の結婚は当人の入院のため二カ月遅れて、十一月十一日に挙

式、「此度の事につきましては御両親様の御よろこび實に非常の御様子。昨日父上様被帰御手紙は言文一致か何かで御よろこびの様はちぎれ相に拝読。…大なる御孝養なされ候事と存申候」(明治43年11月20日付、生馬あて書簡)という形で落着することになった。しかし、一年後の秋にまた生馬夫妻の新居をめぐってトラブルがあったようだ。詳細は不明ながら、その折も有島は「老先久しからざる父上に御配慮をかけ候よりは互に譲るべき処は快く譲りて円満なる解決」を図るようにと助言し(明治44年10月8日付書簡)、一段落をみた後、次のように書き送っている。

我々がこんな時代に住むと云ふ事はいらぬ苦痛をするので無駄な勢力を費やすは何れ程だか知れない。而かも夫れを僕は覚悟して居る。僕は散々迷つた末に其くびきに堪へる覚悟をした。或る時期までは敵に圧伏されて黙つて居る積りにした。夫れだから僕の道が其為めにはかどらないのは僕自身の責任で誰れから憐んでもらふ必要もない。(同年12月23日付、生馬あて書簡)

教会離脱はあえてした有島だったが、こうしてもう一つの「くびき」には耐え続ける「雌伏」の内に、半忍従の片肺飛行でその創作活動を始めることになった。

## 2 「大逆事件」理解の問題

「大謀反者」の「默契」をわたくしは右のように読むのだが、それが直ちに彼が大逆事件に無関心だったということの意味するわけではない。この「事件」は「かんかん虫」の改稿に、あるいは「叛逆者」の執筆に、さらに「或る女のグリンプス」の執筆開始に投影しているのではないかなど、さまざまな見解があり注目すべき指摘が多い<sup>⑩</sup>。ここではそれらについて考える一つの前提として、有島自身の大逆事件理解に関する小さな確認を試みたい。

「事件」が姿を現したのは明治四十三年五月二十五日、爆発物製造の嫌疑による宮下太吉の逮捕からである。札幌在住の有島がこの事件を知る経路として高山亮二は「東京朝日新聞」地方版と「北海タイムス」を想定し、その報道を詳細に調査した結果を発表している<sup>⑪</sup>。それによると六月三日の「東京朝日新聞」地方版の報道がもっとも早いものだったようで、有島は宮下逮捕の九日後にその発端を知ったことになる。その後「事件」は拡大し、六月二十一日に「無政府黨員幸徳秋水一派の爆発物陰謀事件は、其の後紀州新宮大石嶺亭、岡山なる森近運平の捕縛を最後として、一先段落を告げたるもの、如し」と「無政府主義者の全滅」が報じられた(明治44年1月19日、「東京朝日新聞」)。ロンドンでクロボトキンを訪ねて幸徳秋

水への書簡を託され、また札幌に着任してから有志とともに社会主義についての研究会を持つてその理解を深めてきた有島は、「社会主義者捕縛」の報道にまず驚き、その後の成り行きを憂慮し、幸徳ら十二名の死刑という結末に暗澹たる思いを抱いたことであろう。

山田昭夫の一文「有島武郎と大逆事件」<sup>⑧</sup>は、このテーマに関する必読文献である。この論文にはまず、吉田孤羊の「啄木を繞る人々」に書きとめられた次のような「余談」が紹介されている。

大島氏と札幌時代から非常に懇意で、啄木思想生活に人並ならぬ関心をもつてゐた有島氏が、あるとき大島氏に「君は啄木の手紙をもつてゐるさうですが、一本わけてくれませんか。」と申した。で氏が所蔵してゐたうちで一番長い殊に例の大逆事件について最も多くを語つてゐるのを一通贈つた処、有島氏は非常に喜び、その礼状の一節に「啄木は幾度読みかへして見てもやはり生れた天才で、吾々凡人の遠く及ぶ処でない」といふ意味のことが認められてあつたといふ。

この証言について、山田は次のように書いている。

…有島が（非常に喜んだ）のは単に啄木書簡だからという以上に、啄木が大逆事件について（最も多く語つて）いる貴重な書簡であるからにちがいないからである。研究者サイドからいえば、この〈余談〉は、たとえ寸言ながら有島が啄木について語つたほ

とんど唯一の感想であり、かつ有島の大逆事件へのそれなりの関心を証するものでもある点で注目されるのである。

山田はまた、有島がこの書簡を受け取つたのは「二人の上京後のことだろう」としている。有島の東京転住は大正三年秋であるが、大島の方は大正七年の農商務省への就任後ということになるから、その時期はかなり繰り下がる。また有島は、「或る女」後編執筆中の大正八年四月十四日に、〈沖野氏がこつそりと話す幸徳秋水の話を聴く〉ために鎌倉から上京しており、大正十一年十月二十五日には「愛に就いて」の講演でその話に触れている。山田昭夫の指摘する通り、有島がこの事件からだならぬ衝撃を受けたであろうこと、さらに事件について「並なみならぬ関心の持続」があつたことはこれらの事実から明らかである。

ところで氏はこの書簡が「啄木全集所収のもの一通なのか、それとも全集未収録で現存するのかどうか、一切つまびらかでない」と慎重に判断を留保しているが、わたくしは次の一通がそれに当たるのではないかと推測する。それは白井吉見が、大逆事件の衝撃について石川啄木が書いた「ある手紙」として紹介したものである<sup>⑨</sup>。ただし、カッコ（ ）内は省かれている。

…現在の社会組織、経済組織、家族制度……それらをその儘にしておいて、自分だけ一人合理的生活を建設しようといふこと

は、実践の結果、遂に失敗に終らざるを得ませんでした。その時から私は、一人で知らず知らずの間に Social Revolutionist となり、色々の事に対してひそかに socialistic な考へ方をするやうになつてゐました。丁度そこへ伝へられたのが、今度の大事件の発覚でした。恐らく最も驚いたのは、かの頑迷なる武士道論者でなくして、実にこの私だつたでせう。私はその時、彼等の信条について、又その Anarchist, Communism と普通所謂 Socialism との区別などもさっぱり知りませんでした。兎も角も前言つたやうな傾向にあつた私、小さい時から革命とか暴動とか反抗とかいふことに一種の憧憬を持つてゐた私にとつては、それが丁度、知らず／＼自分の歩み込んだ一本路の前方に於て先に歩いてゐた人達が突然火の中へ飛び込んだのを遠くから目撃したやうな気持ちでした。

「それはまあ何うでもいい」として、一言申し上げておきたいのは、今度の裁判が、△△裁判であるといふことです。私は或方法によつて今回の事件の一件書類（紙数七千枚……）も主要なところはずつと読みましたし、また幸徳が獄中から弁護士に宛てた陳弁の大論文の写しもとりました、あの事件は少なくとも二つの事件を一しよにしてあります、宮下太吉を首領とする管野、新村忠雄、古河力作の四人だけは明白に七十三条の罪に當つてゐますが、

自余の者の企ては、その性質に於て騒擾罪であり、然もそれが意志の発動だけで予備行為に入つてゐないから、まだ犯罪を構成してゐないので、さうしてこの両事件の間には何等正確なる連絡の証拠がないのです。」

（明治44年2月6日付、大島經男あて啄木書簡）<sup>⑬</sup>

この書簡は、慢性腹膜炎で大病院に入院した啄木が手術の前日に書いたものである。内容は「特別裁判事件（大逆事件）」と、雜誌刊行の計画を伝えたもので、四百字詰原稿用紙に換算して約九枚に及ぶ。それが「一番長い」ものかどうか、大逆事件について「最も多くを語つてゐる」かどうか、比較すべき書簡がない以上断定はできないが、少なくとも次のように考えることはできる。

この書簡は、大島から受け取つた新年の手紙で北海道のことを思い出した、と書き起こされている。「今猶あなたがタイムスに居られるか何うかも疑問だつた」ともあるから、しばらく文通の途絶えた後の、久し振りの大島あて書簡だつたと分かる。大審院で事件の公判が始まつたのが明治四十三年十二月十日、年が明けて一月十八日には幸徳ら二十四名に死刑判決、（翌日そのうち十二名を恩赦として無期に減刑したが）二十四、五の両日に幸徳秋水ら十二名の死刑を執行してしまふという、急に急ぐ断罪と処刑であつた。こうした経過を考え合わせれば、前掲書簡以前に、啄木が大島にあてて

この事件に関してさらに「多くを語」る手紙を書く機会があったとは考えられない。

啄木全集書簡編に収録されている大島經男あて書簡は十二通である。前掲書簡の十日後に病室が変わったことを伝える短信があり、その後に、ようやく退院して自宅で静養することになった旨の三月十五日付け書簡がくる。従って前掲書簡の後——手術と予後の入院中に、さらに「長い」、事件についてさらに「多くを語」る手紙を書く機会があったとは考えにくい。この書簡を有島が大島經男から譲り受けた啄木書簡であろうと推定するゆえんである。

この書簡を読んだ有島が啄木に感服した理由を推し量ると、次の三点が考えられる。文面の記述とは逆になるが、有島の関心を考慮すると次のような順になるだろうか。第一点は、幸徳をその「冤罪」から救拔した啄木の事実認識である。幸徳秋水が宮下らと共に「爆烈弾を製造し、過激なる行動を為さんとせし」（明治43年6月5日、「東京朝日新聞」と報じられたこの事件、「吾々はテロリズム（暗殺主義を謂ふ。）の外に取るべき方法なし」とする実行グループに「其の首魁」としてかかわったとする判決（明治44年1月19日、同紙）の、歪められた事実経過の一端がこの書簡によって初めて糾されたのである。審理は非公開であり、管制の下におかれていた新聞報道を通じて「事件」の真相を知る術はなかった。「二つの事件

を一しよにし」た判決の不当を指摘し、幸徳と「爆烈弾」一派を截然と腑分けし、彼の場合は「その性質に於て騒擾罪であり、然もそれが意志の発動だけで予備行為に入つてゐない」とした証言は有島にとつて千金に値する一節であつたと思われる。有島には、体制変革への強烈な志向とともに、テロリズム否定の峻厳な論理があつたからである。山田昭夫が「勿論、有島が〈大謀反〉を肯定するわけではない」と書き、高山亮二が「彼に〈こと〉の重大さを直感させたものは、事件の当初から新聞記事に現れた〈爆烈弾〉の文字だつたのではあるまいか」と指摘しているのは、悪しき体制への「謀反」が「爆烈弾」でかなはずがないという有島の認識を適確にとらえたものと言えよう。

第二は、「大事件の発覚」に驚いた啄木の感性への共感である。アメリカに留学して金子喜一を知り、社会主義の文献に触れ、時にその集会にも参加し、『露国革命党の老女』のような文章を書いた有島自身もまた「革命とか暴動とか反抗とかいふことに一種の憧憬を持つ」一人であつた。啄木がここに書いた、「知らず／＼自分の歩み込んだ一前路の前方に於て先に歩いてゐた人達が突然火の中へ飛び込んだのを遠くから目撃したやうな気持」とは、この「事件」の報道に接して有島の胸中を横切つた驚きと恐れに、端的にして適切な表現を与えるものであつた。

その第三は、「現在の社会組織、経済組織、家族制度」をそのまま放置しながら、「自分だけ一人合理的生活を建設しようといふこと」は不可能だとする認識がのべられていることである。それは、有島がつとに気付きながら骨肉のしがらみに呪縛されて逡巡し続ける焦慮の核心に触れる断案であった。この書簡を彼がいつ読んだかという時期とも考え合わせなければならぬだろうが、農場問題や家族制度の問題が自己確立を阻む障害になると苦慮し続けた彼にとつて、ここに示された啄木の断案は明晰な論理として受容できるものだったに違いない。ともあれ有島は、この啄木書簡によって大逆事件を再認識し、自己確立のためにとるべき方途について改めて考察する契機を得たことであろう。大島経男あて啄木書簡の一通は、ナイーブな二人の「革命憧憬」家——啄木と有島の至近点を照らし出すことになった。

#### 注

- ① 有島武郎 森本厚吉共著『リビングストーン伝』第四版（大正8年6月15日、警醒社書店）の巻頭（一―五〇ページ）に掲載された序文の「節筑摩書房版『有島武郎全集』第七卷（昭和55年4月20日）巻末の「解題」（佐々木靖章）によれば、同文の初出は同年2―4月の「東方時論」であったという。以下、参考文献は和暦で表示する。
- ② 筑摩書房版『有島武郎全集』第十三卷（昭和59年6月30日）所収。以下、宛名人と日付をあげた同全集所収書簡についてはとくに断らない。

- ③ 小稿「有島武郎の創作方法 上——「宣言」から「迷路」へ」（昭和50年2月、「同志社国文学」第10号）
- ④ 「読者に」（大正7年9月、「白樺」）
- ⑤ 小稿「親子」覚え書」（昭和59年3月1日、「同志社国文学」第23号）
- ⑥ 「大謀反者」の語は、叢文閣版全集第九卷（大正13年）に、「大謀反者」と表記され、新潮社版全集第八卷（昭和4年）もそれを踏襲した。筑摩書房版全集第十三卷（昭和59年）に至つて「大謀版者」と補訂されたのであるが、本稿では仮に「国家転覆をはかる者」の原義を持つ「大謀反者」の表記をとつた。

⑦ 岩波書店版『志賀直哉全集』第四卷（昭和48年10月18日）所収。

⑧ 岩波書店版『志賀直哉全集』第十卷（昭和48年11月19日）所収。

⑨ 「有島生馬の帰朝——日本文壇史第二百二回」（昭和46年9月「群像」）

⑩ 近代作家叢書『有島武郎』（昭和41年2月20日、明治書院）

⑪ この書簡と大逆事件を結び付けて論じた論文で管見に入った幾つかをあげる。おおむね、有島は「沈黙」に甘んじたわけではなく、それを重く受けとめつつ創作に向かったとする論旨である。◆何故彼は沈黙の道を選らんだのだろうか。私は当時有島武郎自身の身辺にも危険がせまっていたためだと推測する。：彼にとっては啄木以上に直接「冬の時代」がのしかつてきたのであつた：（関 岳夫「有島武郎ノート——有島武郎の思想と文学の発想をめぐつて」昭和45年12月15日、「文化評論」臨時増刊）。◆有島は「大謀反者」幸徳秋水らを念頭におきながら、自らはこの（冬の時代）を「黙して云はざる」姿勢で迎えようとした。しかし、有島は全く沈黙した訳でもなかった。「かんく虫」の発表は、ブルキートの翻訳という迷彩色の衣裳を身にまとつた、彼の精一杯の国家権力への抗議ではなかつたであろうか。（上杉省和と「かんかん蟲論」昭和56年7月31日、北大「国語国文学研究」第66号）。◆文中の「大謀反

者」の語は、上記新聞報道の時期からも、(時代に処する道)の文脈からも、幸徳の事件を念頭に置き記したものと考えて誤りはあるまい。

(高山亮)「有島武郎とクロボトキン」(七)——農場解放の一視点として「昭和56年9月1日、「北方文芸」)。◆大逆事件への有島の反応は、異様に素早く用心深い沈黙としてあらわれる(高山氏)が、こうしてみると、この沈黙の底に、大逆事件——「大謀叛」云々の書簡——「叛逆者」——「或る女のグリンプス」という流れが(同年の教会退会とともに)有島の作家的スタートをめぐる一組の問題として考えられるのである。(栗田廣美「有島武郎と、(中世)への共感」昭和58年7月、「鑑賞日本文学」10有島武郎「月報」)。◆この「奴隸となるか」が「国家権力」の「奴隸」になることを意味するのは明白ではあるが、すでに五月中旬ごろに「国家至上主義」「国家観念」の「奴隸」ということを書いているからには、生馬が「ブランド」のこの回分をもし読んでいたとするならば、確かに弟との「黙契」はあり得べきことだ。:(佐々木さよ「有島武郎——明治四十三年前後の断面」(昭和63年3月21日、「文藝と批評」第6巻第7号)

- ⑫ 岡田盾夫に、「大謀叛者」という言葉はむろん幸徳秋水を意識した修辭的文句にすぎないにしても、たしかにかねは「奴隸たるには心余りに高く」また多くを透視できる位相に自らを置いていた」という指摘がある(「有島武郎論四」——「重荷」、「目己」、「自然」昭和48年5月20日、「無名鬼」第18号)。前後の論旨に関しては意見を保留したいが、問題の語句を「修辭的文句」とする見解のあったことを紹介しておく。
- ⑬ 注⑪の諸編のほか、大逆事件やクロボトキン、幸徳秋水と有島の当時の創作活動の關係に触れた論文に、小玉晃「有島武郎とクロボトキン」(昭和36年11月16日、青山学院大学一般教育部会「論集」第2号)、栗原幸夫「ある知識人論の周辺」(昭和42年6月1日、「本の手帖」第64

号)、安川定男「作家前史——思想の形成 五 第二「札幌時代」(昭和42年11月3日、「有島武郎論」明治書院)、森山重雄「有島武郎における生の二律性認識——付、知識階級の位相」(昭和44年6月30日、「実行と芸術」塙書房)、佐藤勝「かんかん蟲」から「カインの未裔」へ(昭和47年11月10日、瀬沼茂樹「本多秋五編」有島武郎研究「右文書院」、田辺健二「明治四十三年の有島武郎——その文学的出発」(昭和50年7月5日、広島大学「文教国文学」第3号)、奥田浩司「かんく虫」覚え書——その社会主義的視点をめぐって(昭和60年3月20日、金沢大学「国語国文」第10号)、栗田廣美「有島武郎「叛逆者」と(中世)への共感——クロボトキン・大逆事件と関連しつつ」(昭和60年7月10日、「日本文学」)、高山亮二「有島武郎とクロボトキン」(七)の補遺——「或る女のグリンプス」の田鶴子を中心として(昭和61年12月1日、「北方文芸」)などがある。

- ⑭ 注⑪の高山亮「論文」。
- ⑮ 「有島武郎關係資料ノート」(1)(昭和52年7月「評言と構想」第10輯)
- ⑯ 「白樺派の文学」(昭和33年9月、「岩波講座 日本文学史」第十二巻)
- ⑰ 旧刑法(明治40年4月24日改正、明治41年10月1日施行)第三七条の「天皇、大皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ、危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」を指す。
- ⑱ 筑摩書房版「石川啄木全集」第七巻書簡(昭和43年4月)所収。